

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

差別をなくす取り組みと教科書無償化

4月、いよいよ新学期が始まります。学校では新しい教科書が配られます。今では、義務教育の教科書は無償で小中学生に配布されるようになっていますが、以前は義務教育といえども教科書はそれぞれの家庭で準備しなければなりませんでした。その当時の保護者にとって、新学期の教科書購入は重い負担となっていました。

昭和30年代後半、部落差別に苦しむ人たちの差別をなくすための取り組みの中から教科書無償の運動が起こりました。憲法第26条が掲げる「義務教育の無償」という点に着目し、憲法では義務教育は無償と謳っているのに教科書が無償でないのはおかしいと問題提起をしたのです。やがて、貧困や差別に苦しむ子どもたちにも平等に学ぶ機会を保障する取り組みとして、教科書無償の運動が始まりました。

そして、この運動は全国へ広がります。昭和38年に「義務教育諸

学校の教科用図書は無償措置に関する法律」が制定されました。

現在では、教科書が無償で配布されることが当然のようになっていますが、ここに至るまでには、すべての子どもたちの幸せをねがう多くの人たちの取り組みがかかわっています。

新しい教科書が配られるこの機会に、教科書無償の意義について、ぜひ考えてみてはいかがでしょうか。

小学校などに入学する新1年生に配布される教科書が入れた紙袋（文部科学省作成）には、次のような文章が記載されています。



保護者のみなさまへ

お子様の御入学おめでとうございます。

この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。

この教科書の無償給与制度は、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代をになう子どもたちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体のねがいをこめて、その負担によって実施されております。

一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度にこめられた意義とねがいをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うよう御指導いただければ幸いです。

文部科学省